

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
050010	地域限定の特例としての、外国人が介護業務に従事するための在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七条第一項第二号、別表第一の一、二及び五	介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定(EPA)に基づき認められており、その他は認められていない。	ベトナム人の日本での就労希望者に介護業務にも就労ビザを発給して欲しい。期間限定でもよい。	北海道では要介護者は増加しているが、介護職員は激減している。夜勤者が一人足りないだけで、一ヶ月の勤務が組めず事業の継続が困難となり、他の就業者の雇用も喪失される。職員自身も高齢化し常勤や夜勤が辛い、なかなか軽減も出来ない。町の若い人は帯広や札幌に就労する。国内では長く介護労働者不足が問題であるが改善されず、現場では介護の質の低下が著しい。東南アジアでも親日で平均年齢28歳の若い国ベトナムの方との緊急事態を乗り切りたい。3年程度の猶予期間で次の対策を検討可能。 現在、介護業務が「専門的、技術分野」の対象かどうかの評価の確立を待つ時間的余裕はない。過労により職員が休職し来月の勤務が組めないこともあり得る。当該地域での外国人就労状況により周辺地域および介護施設からも採用の意向は高い。	C	I	各府省庁からの検討要請に対する回答		介護分野を含めた外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、労働市場や国民生活等へ与える影響を考慮し慎重に検討する必要がある。 また、介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンの経済連携協定(EPA)に基づき、特例的に受入れが行われているところ。同協定で受け入れた介護福祉士の資格取得者の就労状況等を踏まえ、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の資格を取得した外国人の受入れの可否について検討していくこととしている。 なお、ベトナム第1陣の入国は平成26年6月上旬の予定。	1 0 0 2 0 1 1 0	特定非営利活動法人オーディナリーサーヴァンツ	北海道	法務省 厚生労働省		
050020	フィリピンの看護師免許所有者・介護士認定資格者が、愛知県で介護士として就労するための在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七条第一項第二号、別表第一の一、二及び五	介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定(EPA)に基づき認められており、その他は認められていない。	フィリピン人の看護師免許所有者、介護士認定資格者で、日本語検定N4以上取得者に愛知県で介護士として1年間介護事業に従事することを例外的に認める。	<問題点> 1. 愛知県では介護要員が不足(現在60%の施設が不足)しており、今後介護が必要の方が増え、介護要員の増えの不足が予想される。 2. 現在特別老人ホームへの入所希望待機者が9,200人いる。 3. 約5%の追加施設が必要で、約300人の介護要員が必要となる。 4. 一方介護事業に携わる若者の離職率が高く、現状のままでは、老々介護の悲劇が増える。又、施設に入れない親の為に、働き盛りの人が転職・退職し、親の介護に縛られ、日本の経済・社会へ悪影響が益々不安となる。 <解決策> 5. フィリピン人の看護師免許所有者と介護士認定資格者に、愛知県で介護福祉士ではなく介護補助士(介護助手)として働いてもらう。 6. 介護福祉士が担っている介護業務の内、免許を持たなくてもできる業務を介護助手に任せる事で、より効果的な介護業務を果たせるようになる。 <懸念対応> 7. 外国人の単純労働者受け入れで懸念されている治安悪化等は左記要件を満たすフィリピン国籍保有者の入国による治安悪化はない。 8. 愛知県は外国人の受け入れに、県・市の行政対応も充実しており、地域住民との軋轢を回避できる。 9. 受入施設と管理組合での管理監督体制をさらに充実させ、認可以外の仕事従事(不法就労)等の不当行為をさせないと同時に、不当労働の管理をはかる。 10. フィリピンでは看護師・介護士が医療・介護以外の仕事に従事しているか、又は就労できない資格保持者が約2万人いて、人員確保は容易である。(フィリピンでは老人介護ホームはほとんどなく、大家族による自宅介護が一般的である為)	C	I	各府省庁からの検討要請に対する回答		介護分野を含めた外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、労働市場や国民生活等へ与える影響を考慮し慎重に検討する必要がある。 また、介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンの経済連携協定(EPA)に基づき、特例的に受入れが行われているところ。同協定で受け入れた介護福祉士の資格取得者の就労状況等を踏まえ、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の資格を取得した外国人の受入れの可否について検討していくこととしている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	愛知県では、介護要員が約60%の施設で不足しており、介護要員の求人倍率は3.2倍で全国平均に比べて高い。また、介護要員不足が家族の問題と社会不安を招いている。EPAでの受入れは、介護要員不足の解消に貢献するが、EPAで入国したフィリピン人の帰国後の再就職が困難なため、商国の為にならない。介護要員の国際競争力が弱まっている中、母国の資格を有するフィリピン人に介護士として介護分野を担ってもらう制度が必要である。同制度を愛知県で特区として導入した場合、愛知県は高齢化進行率や求人倍率が高い日本の労働市場に悪影響はない。また、家族の問題と社会不安を解消でき、働き盛りの日本人に活力を与える基となる。	1 0 1 0 7 0 1 0	フィリピン人介護士認定就労ビザ認可	愛知県	法務省 厚生労働省
050030	在留資格「技術」「人文知識・国際業務」申請時の学歴と職務の完全一致に関する規制緩和	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第十九条第一項及び第二項、別表第一の二	現行法上、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」に定める学歴等の要件を満たす必要がある。 大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については柔軟に取り扱っているが、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務については関連していると認められることが必要である。	労働力の枯渇する当地区製造業に有能な外国人人材を供給するため、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」のビザ申請時に「学歴・職務の完全一致」を「有能な人材を適職へ」程度、日本人就労者と同程度の一致にまで緩和して頂きたい。学歴単独、職務単独についてはなく、学歴と職務のマッチングを緩和し、それらの間の厳密な一対一対応を多対多対応とする。	人材は汎用的であり適職には幅がある。当地区では外国人就労者を適切に供給するため、「一人当たりが「技術」「人文知識・国際業務」という在留資格で就労できる職種・業務を、同様の学歴を持つ日本人就職希望者の場合と同等に増やす。製造業の生産工程に就業する場合、製造業界は製造に関する多種多様な知識・技術を持つ就労者を求めている。「高度＝必要学歴≠排他的専門性」より「高度＝必要学歴(含む専門性)+汎用性」と捉え直す。専門士や学生という称号への信頼は従来通り保持する。外国人就労者のマンパワーにより地元元製造業に活力を与えたい当地区では、学歴要件に不備がなく、ただ外国人であるがために就労に少し大層な制限が課せられる現状を変えるため、規制の特例措置を求める。在留資格「技術」「人文知識・国際業務」でビザを取得した外国人就労者は、当地区では主に製造業関連企業において業務と学歴の関連性の度合いの緩和により比較的柔軟に希望職種に就けるようになる。(太田特区就労ビザプロジェクトに共通) 太田市周辺の製造業を長年支えた日系人の帰国熱が続き、その三分の一を失った。若年層の就業率不振や製造業離れ、デフレ賃金引き下げも影響し労働力供給の限界点、産業衰退の兆しが表れている。地元産業に見放された市民サービスに影響を及ぼす。当地区には安定大量な労働力の供給が絶対に不可欠である。本特区は、新たな外国人就労者のプロセスを通じ地域産業を後押しする。全国的に広がる産業空洞化傾向を人的資源の受入により抑制する最初の試みであり、地域、国への大規模な経済効果を狙う。	C	I	各府省庁からの検討要請に対する回答		現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限らない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっての大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱っている。 一方、専修学校の教育課程は、職業的教育が中心であって、特定の分野に限って専門的な知識が修得されるものであることから、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められることが必要である。 なお、外国人労働者の受入れについては、専門的・技術的分野の外国人は我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、いわゆる単純作業を行うような外国人労働者の受入れは、現在は認めていない。 ○企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就業実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしている。	1 0 2 0 0 1 0	太田特区就労ビザプロジェクト1	太田市	群馬県	法務省 厚生労働省	
050040	在留資格「技術」「人文知識・国際業務」をもって就労する者の業務範囲の拡大	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第十九条第一項及び第二項、別表第一の二	出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者は、当該在留資格に対応する同表下欄に掲げる活動に属しない収入を得る事業を営む活動又は報酬(日常生活に伴う臨時の報酬等を除く)、を受ける活動を行ってはならない。	在留資格「技術」「人文知識・国際業務」就労者がある。業務内容と申請内容の現場における一致を管理状態の適宜報告等に置き換えることで、外国人による就労が現実に即して可能になる。「技術」の在留資格で機械の専門家として自動車部品製造企業に就職し、就労現場のまとめ役、通訳等の業務を行うケース、もしくは「人文知識・国際業務」の在留資格で事務員として一般企業に就職し、本人の適性等により情報処理作業等を行うケース、資格に拘らず人認識等現場の諸事情により別種の業務を行わざるを得ないケースが可能になる。また就労意思や能力に関して、彼らが多様な業務の遂行を必ずしも単一の業務遂行に専門性や資力に偏することを意味しない。外国人人材がより柔軟に業務遂行でき、彼らの汎用性をプラスに評価できるようになる。この規制緩和の対象は「部分的な現場職責」であり、完全な現場職責ではない。太田特区就労ビザプロセスを獲得し就労者に特区で下りれば、現場の業務がこれまでよりも尊重される。必要に応じ「関連職種・職種等の範囲内」といった範囲設定を付すことも検討中である。	日本の企業に就職した場合、本人の意思で職務内容を限定することは極めて困難である。業務内容と申請内容の現場における一致を管理状態の適宜報告等に置き換えることで、外国人による就労が現実に即して可能になる。「技術」の在留資格で機械の専門家として自動車部品製造企業に就職し、就労現場のまとめ役、通訳等の業務を行うケース、もしくは「人文知識・国際業務」の在留資格で事務員として一般企業に就職し、本人の適性等により情報処理作業等を行うケース、資格に拘らず人認識等現場の諸事情により別種の業務を行わざるを得ないケースが可能になる。また就労意思や能力に関して、彼らが多様な業務の遂行を必ずしも単一の業務遂行に専門性や資力に偏することを意味しない。外国人人材がより柔軟に業務遂行でき、彼らの汎用性をプラスに評価できるようになる。この規制緩和の対象は「部分的な現場職責」であり、完全な現場職責ではない。太田特区就労ビザプロセスを獲得し就労者に特区で下りれば、現場の業務がこれまでよりも尊重される。必要に応じ「関連職種・職種等の範囲内」といった範囲設定を付すことも検討中である。	C	I	各府省庁からの検討要請に対する回答		企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就業実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしている。	1 0 2 0 0 1 1	太田特区就労ビザプロジェクト2	太田市	群馬県	法務省 厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050050	在留資格「技術」「人文知識・国際業務」を有する者が離職した時の就職活動等の特例	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七條第一項第二号、第十九條第一項及び第二項、第二十条第一項、第二項、第三項及び第五項、別表第一の二及び五	自己の都合によらない理由で解雇、雇止め又は特権を通知された「技術」又は「人文知識・国際業務」等の在留資格を有する外国人が我が国での就職活動の継続を希望する場合、一定の要件の下、一定期間について就職活動のための在留を認めており、また資格外活動許可についても認めている。	外国人就労者が在留期間内の就労状況の変化に対処するための一時的な資格外活動及び就職活動への在留資格切り替えを許可して頂きたい。就労することが特区就労ビザの大前提であり、この規制緩和により、特区就労者には、就労環境の変化等にも対処できる、自立した就労者となるための機会を提供する。	就労の意思を持つ外国人就労者が入国時の雇用契約を解除してしまった場合、一時的な資格外活動及び就職活動への在留資格切り替えを認める。現行法では資格外活動は理由・状況の如何に拘わらず認められていない。就職活動に関しては、外国人の離職・転職時にその件についての入管への報告が義務付けられていないため、それまでの履歴はリアルタイムに把握されていない。本特区提案では、この資格外活動及び就職活動を、就職中に有効に使えるか否か、『失業保険』『生活保護』等を提供する際に評価として参照できるようにする。また「適切に就労し自力で経済活動を営めない場合」、事情を調査した上で、理由によっては自己積立金を使い帰国することを勧告する。本特区は「働く意思がある」とことを中心に人の流れを円滑化する地域であり、コンバウトでスムーズな無難な人の流れを想定している。労働力の流入を切望する当地区にとっては必要な措置である。なお資格外活動及び就職活動の期間については就労実績に比例する期間を設定する。	E	—	本提案では、「就労の意思を持つ外国人就労者が入国時の雇用契約を解除してしまった場合、一時的な資格外活動及び就職活動への在留資格切り替えを認める。現行法では資格外活動は理由・状況の如何に拘わらず認められていない。」とある。しかしながら、左記のとおり、雇用先の倒産・業務縮小等により、自己の都合によらない理由で解雇、雇止め又は特権を通知された「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人が、我が国での就職活動の継続を希望する場合については、一定の要件の下、一定期間について就職活動のための在留を認めており、また就職活動期間中の生活費を補う目的のアルバイト活動のための資格外活動許可についても認めているところである。			太田特区就労ビザプロジェクト-3	1 0 2 0 0 1 2	太田市	群馬県	法務省 厚生労働省
050060	外国人留学生のアルバイト(資格外活動)制限時間に関する部分的緩和	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第十九條第一項及び第二項、別表第一の四	在留資格「留学」をもって在留する者が本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項において、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト(資格外活動)を例外的に認めている。	外国人留学生のアルバイトは現在一週間に28時間まで可能だが、これを日本人学生と同程度の40時間まで拡大して頂きたい。	日本人学生と同程度(労働基準法第三十二条にある「40時間以内」)までの緩和を想定している。日本人学生の視点、本来の目的である学業に悪影響のないよう担保がない。その意味でも、同程度の条件までの緩和を想定している。本特区案は、自己責任で「提示すべき事柄やチャンスを与えず、本人の判断や努力に委ね自らその行動の責任を負う」ものではなく、「提示すべき事柄やチャンスを与えた上で本人の判断や努力に成果を委ね自らその行動の責任を負う」ものと解す。従って、広がった可能性をどう扱うかは本人次第である。彼らの個々の状況判断、努力に委ねたい。この緩和により経済的條件から解放され留学できるようになる者が増えるのであれば、大変喜ばしいことだが、願って、学業が疎かになれば本人が苦勞し、経済的に困窮し、チャンスを失うかもしれない。(太田特区留学ビザプロジェクトに共通)太田特区就労ビザプロジェクトは太田特区留学ビザプロジェクトを惹起する。太田特区内所在の専門学校や大学に高次人材が確保され、活躍の場が広がることを望ましいが、全国的にも、就業を希望する留學生のおよそ半分以上が日本で職を得、残りは帰国せずを得ない現状がある。流出する人材を高度人材として活かし、地域が人を育て、人が地域に貢献することが就労・留学の両プロジェクトに共通する本提案の基本コンセプトである。	C	III	留學生の資格外活動許可については、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト(資格外活動)を例外的に認めているものである。しかしながら、資格外活動許可で認められる活動時間の上限を1週28時間から40時間まで引き上げることすれば、フルタイム労働と変わりがなく、本来の活動である学業に支障が生じることが明らかであり、ご提案は認められない。			太田特区留学ビザプロジェクト-1	1 0 2 0 0 2 0	太田市	群馬県	法務省 厚生労働省
050070	外国人留学生の卒業後の就職活動期間の延長	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第十九條第一項及び第二項、第二十条第一項、第二項、第三項及び第五項、第二十一条、別表第一の四及び五	大学等の教育機関を卒業した留學生が、同教育機関を卒業後就職活動を行っており、かつ、同教育機関から推薦を受けている場合、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めている。	外国人留學生に対し特定活動として1年間まで認められる就職活動期間を、3年程度にまで延長して頂きたい(延長後のアルバイトも認め、留学ビザプロジェクトと同様に時間延長の対象とする)。この特区案では、留学キャリア、納税、学費納入者をきちんと評価する。既に日本国内で経済活動を経験した留學生に対し日本人学生が第二新卒として再就職するのと同程度の「挑戦するための機会」を提示することは、彼らの才能の取りこぼしを防止する意味でも必要な措置であり、公平である。	「卒業までに費やした学費・労力・時間等の対価としてやっとなり権利が一年間で露消してしまうのはなぜか」。特区では「公正な評価」を国際社会に向けて回答したい。併せて、「就職活動を行った事実」や「就業の意思確認」を条件とすることも検討している。現在2010年から始まった「卒業後3年間を新卒扱いとする」方針は世間でも定着しているが、これを外国人留學生の卒業のケースにも当てはめる。この政策が日本人に対し見込んだ効果と同等の効果を外国人留學生の就職率向上に対しても期待する。太田特区は「働く意思がある」とことを中心に人の流れを円滑化する地域であり、地域が協力し、教育から就労へのステップアップの断絶を無くすことにより、就労者の流入のみならず育成し増やすことを狙う。これにより、人材の全般的な管理・有効活用がなされていない現状に対し、手続コストや簡便性に関しても、就学と就業の間の垣根を低くすることができるようになる。現実の問題として「短期滞在で入国し就職活動をする」といった方法を認めることは、現行の入管法における在留資格の内容に逸った活動であるのか疑問に感じられる。	C	IV	外国人留學生の卒業後の就職活動については、在留資格「特定活動」の付与により最長1年1限に限り認めるものであり、就職活動自体を3年程度の長期間にわたって行うことは想定しておらず、ご提案は認められない。			太田特区留学ビザプロジェクト-2	1 0 2 0 0 2 1	太田市	群馬県	法務省 厚生労働省